**農地法の規定に基づく許可申請添付書類一覧表**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **条　項　別**  **必 要 書 類** | **第3条** | | **第4条** | **第5条** |
| **―** | **生前一括譲与** |
| **共　　　　通　　　　事　　　　項** | | | | |
| 農地法許可申請書 | ○ | ○ | ② | ② |
| 譲渡人（貸人）の印鑑証明書 | ○ | ○ | ② | ② |
| 譲受人（借人）の印鑑証明書 |  |  |  | ② |
| 譲受人（借人）の住民票 | ○ | ○ |  |  |
| 譲受人の戸籍抄本 |  | ○ |  |  |
| 案内図（目的地を分かりやすく表示） | ○ | ○ | ② | ② |
| 申請地の登記事項証明書 | ○ | ○ | ② | ② |
| 公図（法務局備え付け）  ※第4条・第5条は、隣接地の地目・所有者を記入する。 | ○ | ○ | ② | ② |
| 資金証明又は融資証明 | 必要に応じ |  | ② | ② |
| 隣接農地所有者（耕作者）の同意書 |  |  | ② | ② |
| 賃貸借及び使用貸借等の設定の場合は、当該契約書写しを添付（5条における親子間等は不要） | ○ |  |  | ② |
| 農振除外証明書（事前に市産業課へ要申請） |  |  | ○ | ○ |
| 営農計画書 | ○ | ○ |  |  |
| その他必要とする書類  （委員会の判断により提出依頼：裏面参照） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| **申請地に住宅等を建築する場合** | | | | |
| 建物の配置図・平面図・立面図及び給排水計画図 |  |  | ② | ② |
| **申請地を宅地以外として利用する場合** | | | | |
| 駐車場（事業計画書、駐車場の配置計画図） |  |  | ② | ② |
| 資材置場（事業計画書、資材の種類及び数量、配置計画等の詳細計画図等） |  |  | ② | ② |
| その他（上記以外の利用については、その利用計画を説明することが可能な資料） |  |  | ② | ② |
| **そ　　　　　　の　　　　　　他** | | | | |
| 受け入れが他市町村の場合は、その市町村の農業委員会が発行する耕作証明書 |  |  |  |  |

**裏面へつづく**

* 申請書の受付期間

原則、毎月5日から10日まで。（詳細は、「申請受付及び総会等の予定表はこちら」にあります各年度の予定表を確認するか、もしくは事務局までお問い合わせください。）

* 許可書の発行

申請日の翌月末となります。（受付期間に申請されたものは、その月の農業委員会総会（毎月26日及びその前後）にて決定します。可決されたものは県へ進達し、申請翌月の7日の県農業会議にて決定します。そこで可決したものは、市農業委員会に許可書が届くこととなります。）

なお、3条許可書の発行は、農業委員会総会で可決されれば申請月末となります。

* 申請書作成の対象条項

|  |  |
| --- | --- |
| 農地法第3条とは | 農地や放牧地を売買及び賃貸借等をする場合 |
| 農地法第4条とは | 農地の所有者が農地以外に転用する場合 |
| 農地法第5条とは | 農地を転用目的で売買及び賃貸借等をする場合 |

* 添付書類の数量

表中の○は1通、②は2通。ただし、2通目は写しで可。

* 他法令との調整

開発等による土地利用協議については、建設課都市計画担当及び山梨県開発指導担当課等との協議済書又は申請を受理した申請書の写しの添付。

* 同意書

隣接農地耕作者に転用計画図により説明し、同意を得たものであることを要す。

なお、道路及び水路等により4メートル以上の隔たりがある場合は、状況により不要とする場合があるので事前に確認。

* その他必要とする書類

|  |  |
| --- | --- |
| 第2種農地での転用の場合（1種不許可例外規定含む） | 土地の選定理由書（一律添付でなく、案件ごと判断し、必要か否かを決定する） |
| 申請人が法人の場合 | 法人登記簿謄本・定款・議事録・印鑑登録証明書 |
| 申請地が相続登記されてない場合 | 法定相続人すべての同意書添付。または、法定相続人すべての連名による申請が必要。なお、相続人を特定するため、戸籍謄本、相続関係説明図を要す |
| 所有権以外の権利がある場合 | 登記事項証明書に所有権以外の権利が記載されているものは、その設定者の同意書 |
| 一時転用の場合 | 農地復元計画書（許可期間は原則3年以内の最低必要な期間） |
| 公共物等の占用許可等 | 計画地に都留市公共物等がある場合には、用途廃止・買い受け等の許可等。計画地の占用を必要とする場合は、その許可書の写し |
| その他必要とする書類 | 上記以外に必要とする書類を提出してもらうことがある |

* 農業委員への説明

申請書を委員会へ提出した方は、地区担当の農業委員に対し、提出資料の写し等を利用し申請概要の説明を行ってください。

**問合先**

**山梨県都留市上谷一丁目1番1号　都留市役所　農業委員会事務局**

**0554－43－1111　内線265**R4.7